

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

グローバル化の進展や企業価値重視の経営という流れの中で、企業におけるコーポレート・ガバナンスの重要性はますます高まっております。こうした中で、当社グループといたしましても、コーポレート・ガバナンスを重要課題の一つとしてとらえ、経営環境の激しい変化に対応すべく、経営の効率化・意思決定の迅速化や、経営監督機能を充実させるため各種施策に取り組んでおります。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】更新

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
日本電気株式会社	3,190,000	35.02
キーウェアソリューションズ従業員持株会	856,900	9.41
岡田 昌之	607,500	6.67
有限会社フォーリーブズ	433,000	4.75
HSBC-FUND SERVICES CLIENTS A/C 500-P	329,900	3.62
荻原 百合子	250,000	2.74
森下 万喜子	250,000	2.74
株式会社ジェイアール東日本情報システム	240,000	2.63
日本ヒューレット・パカード株式会社	240,000	2.63
株主会社南日本銀行	232,500	2.55

支配株主(親会社を除く)の有無	——
-----------------	----

親会社の有無	なし
--------	----

補足説明

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第二部
決算期	3月
業種	情報・通信業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

該当事項はございません。

II 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数 更新	6名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	1名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	0名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(※1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
中江 靖之	他の会社の出身者		○		○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b 他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずる者である
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外取締役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
中江 靖之		中江靖之氏は、当社株式の35.02%を保有し、筆頭株主である日本電気株式会社の従業員であります。	日本電気株式会社の執行役員であり、IT業界における豊富な経験と深い見識を有しております。これらの経験を踏まえ、当社の非常勤取締役として当社意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言をいただけることと、経営者の職務遂行が妥当なものであるかどうかを監督するなどの観点から経営の客観性や中立性の重視が選任している理由であります。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の員数	5名
監査役の人数	4名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査役と会計監査人の連携状況

監査法人とは、1. 監査計画の聴取(同時に、情報の共有の一環として監査役監査計画、内部監査計画を説明)、2. 監査報告書の作成・営業報

告書／附属明細者監査における監査法人と監査役の分担確認、3. 四半期レビュー結果の聴取、4. 期末監査の結果の聴取等の連絡会および棚卸の立会などで連携しております。

監査役と内部監査部門の連携状況

監査役監査の効果を高める目的で、常勤監査役と内部監査部門である監査室との間で、毎月1回の定例会議および必要に応じて連絡会議を実施しています。主な協議内容は内部統制に関する監査の状況、各監査活動における情報提供、意見交換であります。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の人数	2名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	1名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係(1)								
		a	b	c	d	e	f	g	h	i
岡西 祥太郎	他の会社の出身者		○		○					○
瀧田 博	弁護士				○					○

※1 会社との関係についての選択項目

- a 親会社出身である
- b その他の関係会社出身である
- c 当該会社の大株主である
- d 他の会社の社外取締役又は社外監査役を兼任している
- e 他の会社の業務執行取締役、執行役等である
- f 当該会社又は当該会社の特定関係事業者の業務執行取締役、執行役等の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものである
- g 当該会社の親会社又は当該親会社の子会社から役員としての報酬等その他の財産上の利益を受けている
- h 本人と当該会社との間で責任限定契約を締結している
- i その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	当該社外監査役を選任している理由(独立役員に指定している場合は、独立役員に指定した理由を含む)
岡西 祥太郎		岡西祥太郎氏は、当社株式の35.02%を保有し、筆頭株主である日本電気株式会社の子会社である日本電気株式会社の子会社である日本電気株式会社の子会社である日本電気株式会社の従業員であります。	日本電気株式会社の企画本部長としての立場から当社の経営意思決定に関し、適時適切なアドバイスを受けるために選任しております。
瀧田 博	○	瀧田 博氏は、独立役員であります。雨宮真也法律事務所パートナー	弁護士の立場から当社の経営意思決定に関し、法的観点からの意見、専門的観点からの問題把握等適時適切なアドバイスを受けております。また、「上場管理等に関するガイドライン」に規程する事由や「有価証券上場規程施行規則」等に規程する事由には該当なく、一般株主と利益相反が生じるおそれのないと判断しているため選任しております。

【独立役員関係】

独立役員の数	1名
--------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	その他
---------------------------	-----

該当項目に関する補足説明

業績向上に繋がるインセンティブ付与のあり方については、今後も検討課題であります。

ストックオプションの付与対象者	
-----------------	--

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

平成23年3月期における取締役の年間報酬総額 57,817千円(社外:1,200千円)

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

なし

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

社外取締役又は社外監査役を補佐する担当セクションや専従スタッフはおりません。社外取締役や社外監査役への議案送付及び取締役開催の情報伝達は、経営管理室長がおこなっております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要) 更新

1. 経営管理体制および監査役の状況

当社は、監査役制度を採用しております。

平成24年1月1日現在、取締役6名のうち社外取締役は1名、監査役4名のうち社外監査役は2名であります。全ての連結子会社におきましては、当社役員および社員が社外取締役・社外監査役に就任しております。

(1)取締役会

代表取締役社長が招集し、毎月1回開催しており、必要に応じて臨時取締役会も開催しております。取締役全員が構成員であり、付議事項(取締役会規程で規定)の審議および重要な報告がなされ、監査役も毎回出席しております。これら取締役会の開催および監査役の取締役会出席を通じて監査役は取締役の業務の執行状況を監視しており、必要があるときは意見を述べております。なお、取締役の員数は、定款にて15名以内といたしております。

(2)執行役員制度

平成12年7月に業務執行の迅速化を図るため執行役員制度を導入いたしました。取締役会を経営の基本的な方針と戦略の決定および業務執行の監督機関と位置付け、執行役員は取締役会が決定した基本方針に従って業務執行にあっております。執行役員の員数は現在8名(内、取締役の兼務者が4名)で、その任期は1年であります。

(3)経営会議

常勤取締役、常勤監査役、執行役員、営業本部長、技術本部長、各室長で構成され、毎月1回、取締役会の決議事項に関する基本方針に基づき、経営に関する重要な事項(経営会議規程で規定)の審議決定を行っております。

(4)事業執行会議

経営会議構成員(取締役相談役を除く)に副営業本部長、副技術本部長を交え、毎月1回開催しております。審議内容は、事業執行会議規程に則り、月次予算達成状況の評価・分析、四半期・通期の見通しならびにグループ間の主要課題の対策、提案などであります。

(5)グループ戦略会議

当社の常勤取締役(取締役相談役を除く)、常勤監査役、執行役員、各室長と、グループ各社社長で構成され、毎月1回開催しております。会議内容は、基本的に当社の事業執行会議に準じ、グループ経営上の重要事項について審議しております。

(6)予算会議

予算会議は、事業執行会議の諮問機関として位置付けます。月次における主な役割は、単年度予算達成のため、月次予算計画に対する監視役となり、毎月1回事業部長以上が集まり、予算の執行状況および差異分析の結果を総合的に検討し、付帯意見を添付して事業執行会議に具申いたします。

2. 内部監査、監査役監査および会計監査の状況

(1)内部監査の体制

当社の内部監査は、独立性を確保するために代表取締役社長の直下に組織化された監査室が担当しております。監査室の人員は3名ですが、内部監査の実施には場合により適任者と監査チームを編成することで監査体制の強化をはかっております。

監査室では、グループ会社全体を対象に内部監査を実施しており、全ての業務に潜在するビジネスリスクの低減に向けた内部監査を実施しており、内部監査業務の有効性向上に努めております。

内部監査報告につきましては、原則月1回開催される、代表取締役社長との定例連絡会にて実施するとともに、改善勧告、フォローアップを徹底し、コーポレート・ガバナンスの充実をはかっております。

また、監査役と監査法人との間で適宜開催される連絡会に、必要に応じて監査室長が参加しております。

監査室長は、監査役および会計監査人とは別の立場から監査を実施し、内部統制の充実、強化に努めております。

(2)監査役監査の体制

当社は、監査役制度を採用しております。提出日現在、監査役4名のうち常勤監査役2名、社外監査役2名であります。

なお、社外監査役のうち1名は、弁護士であります。

連結子会社におきましては、全て当社役員および社員が社外監査役に就任しております。

また、毎月監査役会を開催し、監査役会で策定された監査計画に基づき監査役監査を実施する一方、取締役会をはじめとする重要な会議への出席や業務および財産等の状況調査を行うことにより、取締役の職務執行を監視・監査しております。

(3)監査役がその補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する体制ならびにその使用人の取締役からの独立性に関する事項

現在、監査役職務を補助すべき使用人は存在していませんが、監査役もしくは監査役会からの要請に応じ、補助すべき使用人を選任することとし、当該人事については、取締役と監査役が協議を行い決定しております。なお、補助人の人事異動、人事評価等については、監査役の承認を得るものとしております。

(4)取締役および使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制

常勤監査役は、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、取締役会のほか、経営会議、事業執行会議、グループ戦略会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を開覧し、必要に応じて取締役、または使用人からその説明を求めています。

取締役は、監査役に対し法定の事項に加え会社に重大な影響を及ぼす事項、ヘルプラインによる通報状況およびその内容を報告しております。

また使用人は、監査役に対し法定の事項に加え会社に重大な影響を及ぼす事項はヘルプラインを利用し報告しております。

(5)その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

常勤監査役は、原則毎月1回代表取締役との間に意見交換会を開催しております。また、内部監査部門に特定事項の調査依頼を行うなど業務執行部門と監査部門との連携を図るとともに、会計監査人からは定期的に会計監査内容について説明を受け効率的な監査に向けた情報の交換を行っております。

(6)会計監査の状況

当社グループは、会社法および金融商品取引法に基づく会計監査業務に関し、新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。当該契約に基づき、会計監査業務を執行した公認会計士は、関口弘和、前田隆夫の2氏であり、当該業務に係る補助者は、公認会計士9名、その他6名であります。

なお、会計監査人とは、通常の会計監査に加え、重要な会計的課題について検討、協議を行い、適時適切な対応をはかっております。また、会計監査人から監査役会に対し、監査の方法と結果につき、定期的に報告しております。

3. 社外取締役および社外監査役との関係

(1) 社外取締役および社外監査役との人的・資本的・取引などの関係

社外取締役および社外監査役からは、第三者の立場から当社の経営意思決定に関し、適時適切なアドバイスを受けております。

なお、社外取締役および社外監査役との人的・資本的・取引などの関係その他の利害関係はございません。

(2) 社外取締役および社外監査役の選任状況

取締役中江靖之氏は、平成23年6月23日開催の定時株主総会において新たに選任されました。同氏は、現在日本電気株式会社の執行役員であり、IT業界における豊富な経験と深い見識を有していることから当社の経営意思決定に関し、適切なアドバイスをいただくこと、経営者の業務遂行が妥当なものであるかを監督するなどの観点から経営の客観性や中立性の重視が選任している理由であります。

監査役岡西祥太郎氏は、現在日本電気株式会社のITサービス企画本部長としての立場から当社の経営意思決定に関し、適時適切なアドバイスを受けるために選任しております。

監査役瀧田博氏は、弁護士としての立場から当社の経営意思決定に関し、法的観点からの意見、専門的観点からの問題把握等適時適切なアドバイスを受けるために選任しております。また、同氏は、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出ております。

(3) 取締役会及び監査役会における発言状況

社外取締役は、取締役会において月次報告に関する質問、事業報告についての意見等、決議事項・報告事項全般についての助言・提言を適宜行っております。

監査役岡西祥太郎氏は、経営管理の分野から、取締役会の適法性・適正性等を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査計画の立案および監査結果の意見交換、監査に関する重要事項等の協議等を行っております。

監査役瀧田博氏は、弁護士としての専門的見地から、取締役会の適法性・適正性・妥当性を確保するための助言・提言を適宜行っております。また、監査役会においては、監査計画の立案および監査結果の意見交換、監査に関する重要事項等の協議等を行っております。

(4) 社外取締役および社外監査役との責任限定契約

当社と社外取締役および社外監査役は、会社法427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、社外取締役および社外監査役とも会社法第425条第1項に定める最低責任限度額としております。

4. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席しその議決権の過半数をもって行う旨、および累積投票によらない旨を定款で定めております。

5. 株主総会決議事項を取締役会で決定することができる事項

(1) 剰余金の配当等の決定機関

当社は、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項について、法令に別段の定めがある場合を除き、株主総会の決議によらず取締役会の決議により定める旨定款に定めております。これは、剰余金の配当等を取締役会の権限とすることにより、株主への機動的な利益還元を目的とするものであります。

(2) 自己株式の取得

当社は、自己の株式の取得について、経済情勢の変化に対応して財務政策などの経営諸施策を機動的に遂行することを可能とするため、会社法第165条第2項の規定に基づき、取締役会の決議によって市場取引等により自己の株式を取得することができる旨を定款で定めております。

6. 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を行なうことを目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分2以上をもって決議を行う旨を定款で定めております。

7. 役員報酬の内容(平成23年3月期)

取締役の年間報酬総額 57,817千円(内社外: 1,200千円)

監査役の年間報酬総額 22,692千円(内社外: 4,800千円)

(注)当連結会計年度末現在の人数は、取締役7名、監査役4名であります。取締役および監査役の人員および支給額には平成22年6月23日開催の定時株主総会終結を持って退任した社外取締役1名を含んでおります。

8. 監査報酬の内容(平成23年3月期)

(1)公認会計士法(昭和23年法律第103号)第2条第1項の業務に係る報酬等の額 28,660千円

(2)公認会計士法第2条第1項の業務に係る報酬等の額 2,300千円

当社および当社の子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 30,960千円

(注)当社と会計監査人との間の監査契約において「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区別しておりませんので、(1)の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

9. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針は、代表取締役が監査役会の同意を得て定めております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、コーポレートガバナンスを、顧客、株主、従業員、取引先、地域社会等の様々な利害関係者と企業経営の基本的関係の構築と理解しております。これを踏まえ、当社は、「あらゆる企業活動において、当社のもつ社会的責任を深く自覚し、関係法令の遵守を徹底し、社会倫理に適合した行動を取ることが健全な発展のために不可欠である。」との基本的認識の基、企業価値の増大に努め、コーポレートガバナンスの充実・強化のため以下の取組みを行っております。

企業が健全で効率的な良い経営を行うためには、株主、取引先、従業員等のステークホルダーから企業統治されることが大切だと認識しております。

そのためには、早く、的確に企業状況をディスクローズすることが重要だと考えています。また、株主総会や取締役会が十分機能すること、業務の執行責任と取締役との責任分担、外部取締役からの牽制等も大切な項目と認識しております。

(1) 社外取締役の選任の導入

当社は、設立以来、社外取締役を経営陣に加え、より広い視野に基づいた経営意思決定と経営の透明性を確保する体制を築いております。

(2) 社外監査役の導入

当社は、設立以来、社外監査役による監査を実施しており、経営チェック機能の強化を進めてまいりました。平成13年6月に常勤監査役1名および社外監査役2名による監査役会を設置、平成19年6月に常勤監査役1名を増員し、現在は、常勤監査役2名および社外監査役2名体制で経営監視機能の強化をはかっております。

なお、当社は、監査役設置会社として、企業倫理の確立、コンプライアンスの徹底等をはかっております。

(3) アカウンタビリティの整備、拡充

当社は、様々な利害関係者に対する説明責任を明確に認識しており、現行の制度開示に加え、一般投資家だけでなく一般社会へのアカウンタビリティを積極的に推進しております。このため、経営企画室を所管とし、同室に広報IR専任担当者を配属しております。

(4) 子会社への対応

コーポレートガバナンスに対する当企業グループ全体の意思統一をはかることを目的に、原則として毎月開催される子会社取締役会に、社外取締役および社外監査役として当社取締役および主管部門責任者が出席するほか、毎月開催のグループ戦略会議において適宜啓蒙を行っております。監査室による監査も、当社同様のレベルで行っており、監査目的、重要度に応じて、年間2~3ヶ所を往査しております。

Ⅲ 株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日を回避した6月23日に開催

2. IRに関する活動状況 更新

	補足説明	代表者自身による説明の有無
ディスクロージャーポリシーの作成・公表	当社ホームページにおいて掲載しております。	
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	<p>1.平成23年3月期のアナリスト・機関投資家向け決算説明会につきましては、東日本大震災の影響による節電および計画停電などによるご参加者の方々のご負担の観点から会場での説明会は中止とし、ホームページでの配信(平成23年5月23日配信)のみとさせていただきます。</p> <p>2.平成24年3月期第2四半期のアナリスト・機関投資家向け決算説明会につきましては、東日本大震災の影響による経済産業省からの電気使用に関する努力目標:15%需要抑制に応じ、平成23年3月期の期末決算説明会同様に会場での開催を見送り、ホームページの配信(平成23年11月9日配信)のみとさせていただきます。</p>	あり
IR資料のホームページ掲載	当社ホームページのIR情報サイトにおいて、IR資料・有価証券報告書・決算短信・適時開示資料等を掲載しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室 広報IR部	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況 更新

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	環境マネジメントシステム「ISO14001:2004」を認証取得。ホームページ上にCSR活動のページを設けており、社会や環境に関する活動内容と結果を公開するとともに、「CSR報告書」という形でご報告しております。
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	当社は、株主・投資家をはじめとしたステークホルダーの皆様へ適時・正確かつ公平な情報を提供するため、会社法、金融商品取引法、各種法令等を遵守し、東京証券取引所の「上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則」で定める情報およびそれに準拠した情報ならびにその他の重要な情報を迅速に公開するほか、当社を理解していただくために有効な情報につきましても、積極的な開示に努めることを基本方針としております。本基本方針につきましては、ホームページのディスクロージャーポリシーのページ上で公開しております。

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

会社法および会社法施行規則に基づき、以下のように、業務の適正を確保するための体制整備の基本方針を策定いたしております。

1. 取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制

役員が法令および定款を遵守し、健全な社会規範の下にその職務を遂行するため、取締役会は「役員・従業員行動規範」を制定しております。また、その徹底をはかるため、経営管理室においてコンプライアンスへの取組みを横断的に統括することとし、同室を中心に教育等を実施しております。

監査室は、コンプライアンスの状況を内部監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査役会に報告しております。なお、代表取締役社長へは内部監査規程に従い随時報告を実施しております。

役員が法令違反ないし不正行為に関する情報提供を促進する手段としては、ヘルプライン(内部通報制度平成18年4月1日設置)を利用しております。

また、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力または団体とは一切関係を持たず、さらにこれらの勢力や団体からの要求を断固拒否し、これらと係わりある企業、団体、個人とはいかなる取引も行っておりません。

2. 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

代表取締役社長は、取締役の職務執行に係る情報の保存および管理につき全社的に統括する責任者を取締役の中から任命し、会社が定める文書管理規程に従い、職務執行に係る情報を文書または電子媒体に記録し保存するよう指示しております。代表取締役社長は情報セキュリティに関するガイドライン、個人情報保護に関する基本方針を定め、その周知・徹底を行っております。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

リスクの収集、評価ならびに全社的対応をはかるため、リスク管理規程を制定しております。同規程においては、リスク管理担当役員を任命し、リスクカテゴリーごとの責任部署を定め、グループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理しております。リスク管理担当役員は、リスク対策等の状況を検証し、その有効性、改善点などを随時、代表取締役、取締役会、監査役会に報告しております。

監査室は、責任部署ごとにリスク管理の状況を内部監査し、その結果を定期的に取り締役会および監査役会に報告しております。なお、代表取締役社長へは内部監査規程に従い随時報告しております。

4. 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は取締役会を原則毎月1回開催し、重要事項の決定ならびに取締役、執行役員の業務執行状況の監督などを行っております。また意思決定最高機関としての経営会議、数値目標の管理と業務遂行状況を監視する事業執行会議、グループ子会社の経営状況を監視するグループ戦略会議を毎月1回実施し業務の効率性、適法性を確保しております。

5. 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

監査室は、当社および子会社の業務状況を内部監査し、内部監査規程に従い随時、代表取締役社長へ報告を行っております。

子会社については、当社が指名する役員および使用人を取締役または監査役に選任させ、毎月実施する取締役会において業務の適正を確保するとともに、グループ戦略会議の場で子会社間の情報交換およびコンプライアンスに関わる課題の対処を行っております。

また、財務報告基本方針として当社グループは、企業グループに求められる社会的責任を理解し、財務報告の信頼性を高めるため、適正かつ効率的な体制を構築し、企業グループの健全かつ持続的な発展を実現しております。

その施策として

(1)一般的に公正妥当と認められる企業会計その他の法令を遵守し、経理規定をはじめとする関連規定を整備して適性な会計処理を行っております。

(2)グループ内のすべての業務プロセスにおいてリスク管理を徹底するとともに、効率的で透明性のある内部統制の体制を目指しております。

(3)財務報告に係る内部体制の整備・運用状況の評価を定期的実施し、業務改善を行うことにより、有効かつ適正な内部統制報告書を提出しております。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、かねてより反社会勢力と絶対につき合わないという信念を有しており、このため現在までに反社会的勢力との関係は一切ありません。取締役会、経営会議、事業執行会議、グループ戦略会議等において、注意を促しております。その結果、特に各営業部門の新規顧客の取引開始時には、外部の調査機関の活用及び取引金融機関・取引先等からの風評を必ず収集するよう、規程・ルール化しております。

また、警察署や関係機関により開催される反社会的勢力に関するセミナー等には、役員、管理関係部署の社員を中心に積極的に参加しており、意識の徹底とともに情報収集にも努めております。

排除・防止体制としては以上ですが、万々に備えて、所管警察署の相談窓口との関係強化や顧問弁護士のシミュレーションを通じた緊急体制の構築を実施しており、社団法人警視庁管内特殊暴力防止対策連合会に加入しております。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無	なし
-------------	----

該当項目に関する補足説明

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

